

## 税務相談実施要綱

制 定 昭和48年9月1日  
最近改正 令和7年4月1日

### (目的)

第1条 国税・地方税各般にわたる市民の相談に応じ、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (業務内容)

第2条 国税、地方税全般にわたる相談とする。

ただし、一般的事項に留め、すべて口頭により行うものとする。

### (実施主体)

第3条 税務相談は、大阪市と近畿税理士会北支部が共同で実施する。

### (相談員)

第4条 相談担当者は、税理士とする。税理士の派遣については、近畿税理士会北支部と協定を締結する。

### (相談場所)

第5条 相談場所は、大阪市役所市民相談室とする。

### (相談日及び時間)

第6条 相談実施日時は、毎週木曜日の午後1時から午後4時までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は除く。

2 前項の規定にかかわらず、市民局長は、相談の利用実績その他の事情に鑑みて必要と認めるときは、相談日を変更し、又は相談を実施しないことができる。

3 相談時間は1回20分とする。

### (受付方法)

第7条 受付方法は、事前予約制とする。

なお、事前予約で定員に達しなかった場合は、予約受付期間終了後から、窓口にて先着順で受け付ける。

### (相談費用)

第8条 相談者の相談費用は無料とする。

### (所管)

第9条 税務相談に関する事務は、市民局で処理する。

### (施行の細目)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、市民局長と近畿税理士会北支部長との協議に基づき、市民局長が定める。

### 附 則

この要綱は、昭和48年9月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、昭和58年6月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 5 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。